

阿智村財務状況把握の結果概要

(診 断 表)

財務省関東財務局
長野財務事務所

平成24年度 阿智村財務状況把握の結果概要

都道府県名	団体名	財政力指数	0.21	標準財政規模(百万円)	4,174
長野県	阿智村	H25.3.31人口(人)	6,938	職員数(人)	82
		面積(Km ²)	214.47	人口千人当たり職員数(人)	11.8

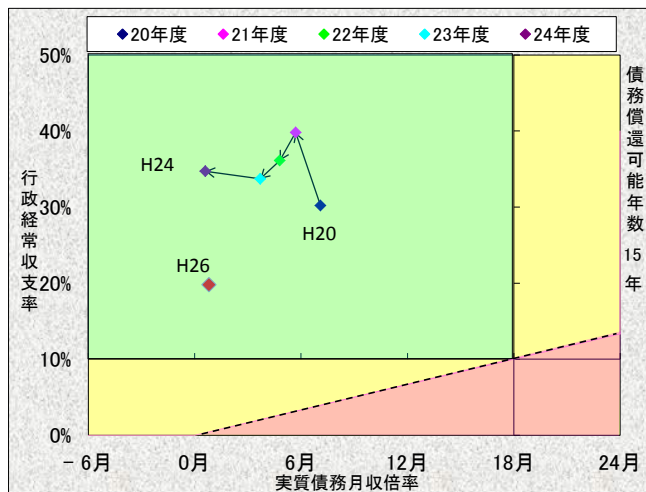
<人口構成の推移>

(単位:人)

	総人口	年齢別人口構成				産業別人口構成							
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳~64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
12年国調	7,757	1,234	15.9%	4,306	55.5%	2,217	28.6%	623	15.1%	1,396	33.8%	2,113	51.1%
17年国調	7,548	1,130	15.0%	4,236	56.1%	2,182	28.9%	742	18.0%	1,200	29.1%	2,180	52.8%
22年国調	7,036	977	13.9%	3,885	55.3%	2,163	30.8%	509	14.1%	1,012	28.1%	2,081	57.8%
22年国調	全国		13.2%	63.8%	23.0%		4.2%		25.2%		70.6%		
	長野県		13.8%	59.7%	26.5%		9.8%		29.5%		60.7%		

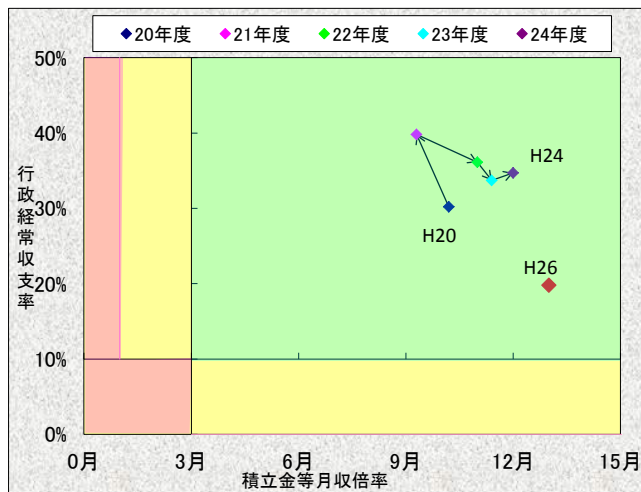
◆ヒアリング等の結果概要

【債務償還能力】



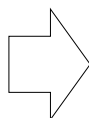
※収支計画最終年度を◆で表記している

【資金繰り状況】



[財務上の問題]

債務高水準	
積立低水準	
収支低水準	
該当なし	○



[要因分析]

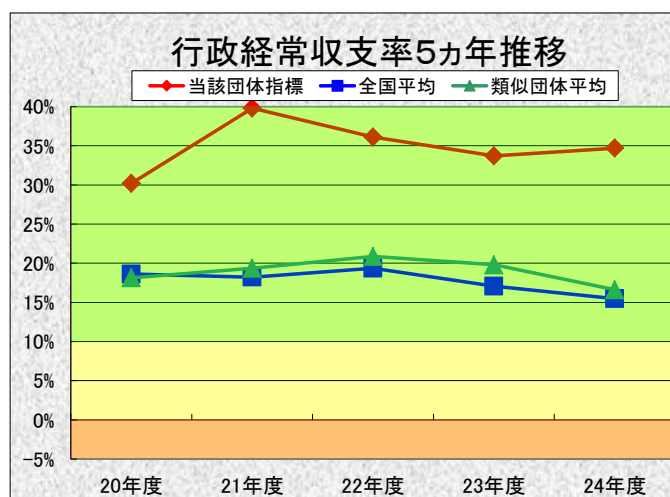
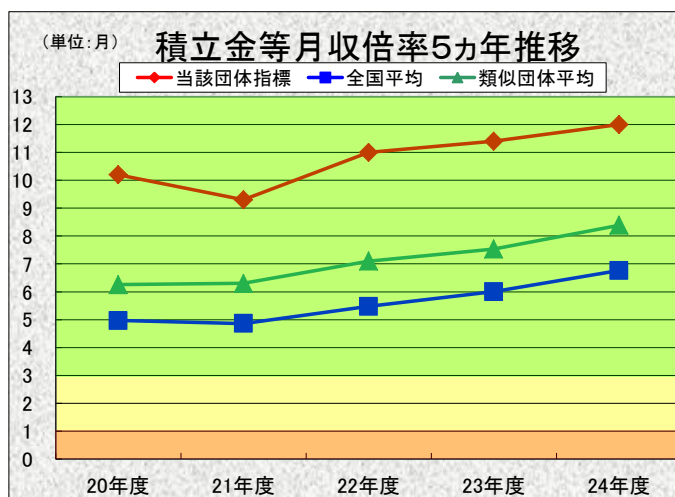
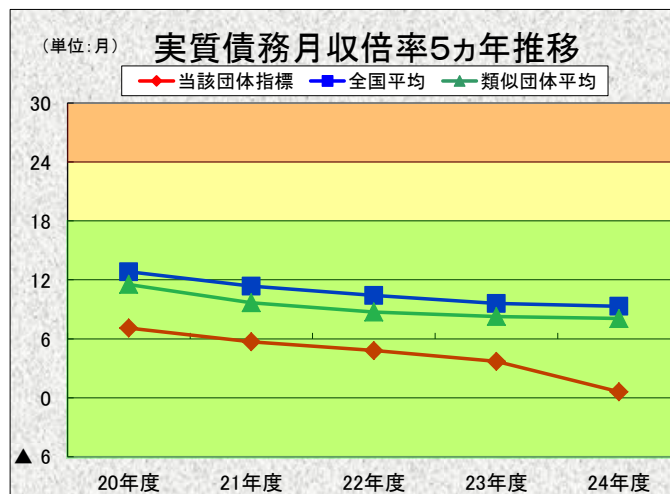
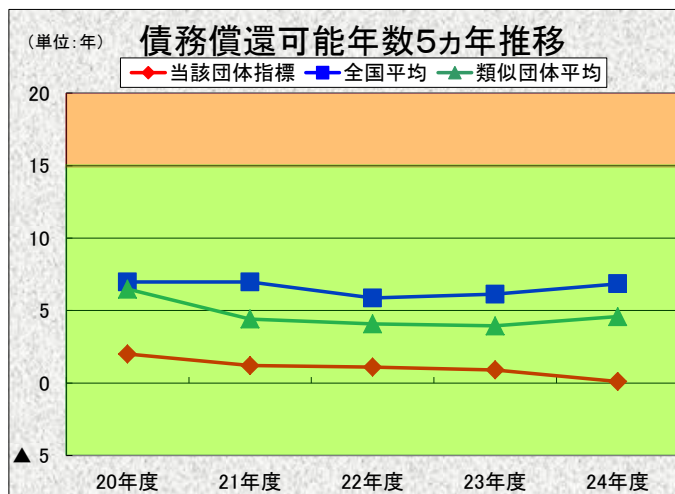
債務高水準		積立低水準	収支低水準
建設債		建設投資目的の取崩し	地方税の減少
実質的な債務	債務負担行為に基づく支出予定額	資金繰り目的の取崩し	人件費・物件費の増加
	公営企業会計等の資金不足額	その他	扶助費の増加
	土地開発公社に係る普通会計の負担見込額		補助費等・繰出金の増加
	第三セクター等に係る普通会計の負担見込額		その他
その他			

◆財務指標の経年推移

<財務指標>

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
債務償還可能年数	2.0年	1.2年	1.1年	0.9年	0.1年
実質債務月収倍率	7.1月	5.7月	4.8月	3.7月	0.6月
積立金等月収倍率	10.2月	9.3月	11.0月	11.4月	12.0月
行政経常収支率	30.2%	39.8%	36.1%	33.7%	34.7%

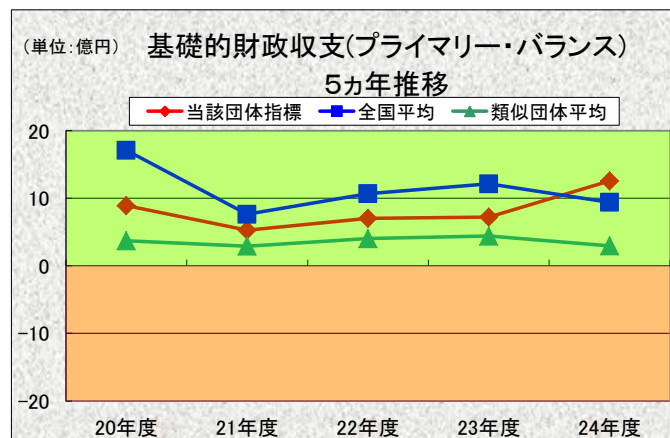
類似団体区分 町村Ⅱ-2	
類似団体 平均値	全国 平均値
4.6年	6.8年
8.1月	9.3月
8.4月	6.8月
16.6%	15.5%



<参考指標>

(24年度)

健全化判断比率	団体値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—	20.00%	30.00%
実質公債費比率	7.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	—



$$\text{基礎的財政収支} = \{ \text{歳入} - (\text{地方債} + \text{繰越金} + \text{基金取崩}) \} - \{ \text{歳出} - (\text{公債費} + \text{基金積立}) \}$$

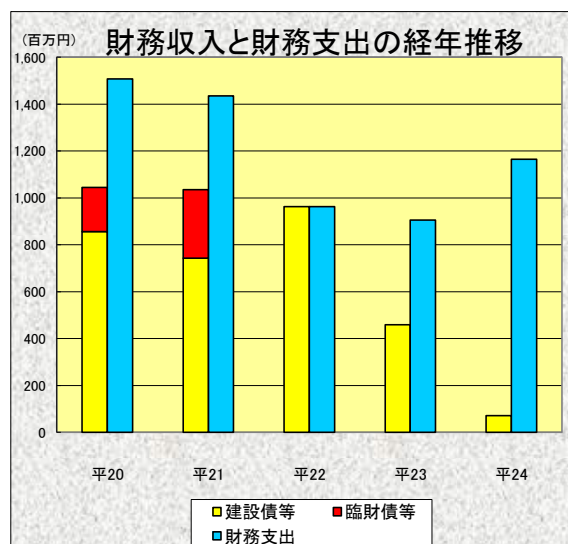
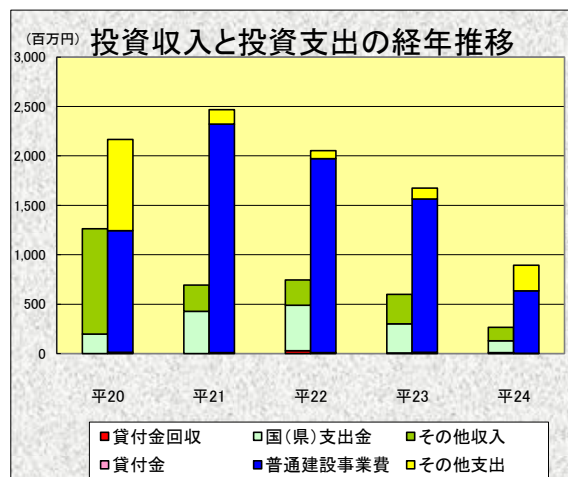
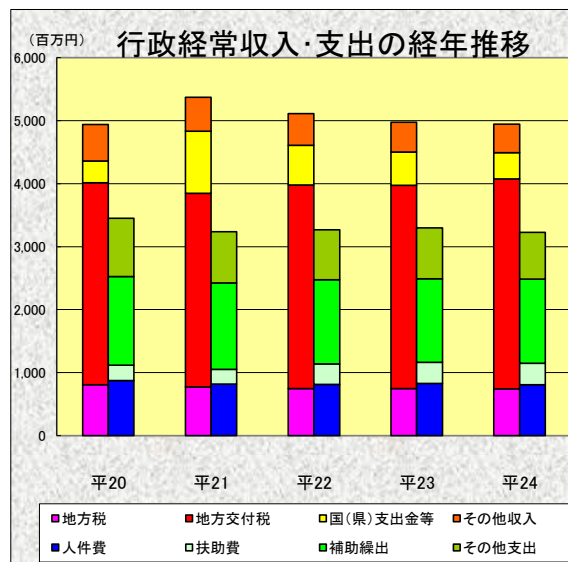
※1. 右上部表中の「類似団体平均値」及び「全国平均値」については、各団体の24年度計数を単純平均したものである。

※2. 上記グラフ中の「類似団体平均」の類型区分については、24年度の類型区分による。

◆行政キャッシュフロー計算書

(百万円)

	平20	平21	平22	平23	平24
■行政活動の部■					
地方税	809	772	746	749	741
地方譲与税・交付金	202	190	190	181	162
地方交付税	3,207	3,072	3,232	3,224	3,336
国(県)支出金等	341	988	628	527	414
分担金及び負担金 ・寄附金	11	5	9	3	5
使用料・手数料	186	188	188	179	160
事業等収入	184	157	116	113	122
行政経常収入	4,940	5,371	5,110	4,976	4,941
人件費	874	816	814	828	809
物件費	767	691	686	701	638
維持補修費	39	20	22	27	36
扶助費	241	238	324	335	341
補助費等	699	658	697	692	708
繰出金(建設費以外)	712	711	637	635	627
支払利息 (うち一時借入金利息)	118	101	88	80	69
行政経常支出	3,449	3,235	3,267	3,298	3,227
行政経常収支	1,491	2,136	1,843	1,678	1,714
特別収入	228	183	95	102	110
特別支出	15	119	15	65	7
行政収支(A)	1,704	2,200	1,923	1,716	1,817
■投資活動の部■					
国(県)支出金	196	427	458	295	118
分担金及び負担金 ・寄附金	2	39	25	34	42
財産売却収入	571	42	15	24	30
貸付金回収	-	-	30	6	11
基金取崩	491	186	217	240	62
投資収入	1,261	694	745	599	264
普通建設事業費	1,232	2,313	1,965	1,553	632
繰出金(建設費)	9	29	7	-	29
投資及び出資金	1	-	-	16	-
貸付金	12	9	8	11	3
基金積立	914	116	73	93	232
投資支出	2,167	2,468	2,053	1,673	895
投資収支	▲ 906	▲ 1,774	▲ 1,308	▲ 1,074	▲ 631
■財務活動の部■					
地方債 (うち臨財債等)	1,045 (189)	1,035 (292)	964 (0)	459 (0)	71 (0)
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-
財務収入	1,045	1,035	964	459	71
元金償還額 (うち臨財債等)	1,507 (635)	1,435 (280)	963 (272)	905 (234)	1,165 (473)
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-
財務支出(B)	1,507	1,435	963	905	1,165
財務収支	▲ 462	▲ 400	1	▲ 447	▲ 1,094
収支合計	336	26	616	195	92
償還後行政収支(A-B)	197	765	960	810	652
■参考■					
実質債務 (うち地方債現在高)	2,911 (7,116)	2,564 (6,716)	2,040 (6,717)	1,536 (6,270)	230 (5,177)
積立金等残高	4,205	4,152	4,677	4,734	4,947



(注) 棒グラフの左が収入を表し、右が支出を表している。

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

◎債務償還能力について

○留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面において、実質債務月収倍率が18.0月未満であり低いことから問題はないと考えられる。また、フロー面においても、行政経常収支率が10.0%以上であり高いことから問題はないと考えられるため、債務償還能力に留意すべき状況にはないと考えられる。
(債務償還能力は、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面(償還すべき債務の大きさ)とフロー面(償還原資の獲得状況)の両面から分析したものである。)

【財務指標】(補正後)

実質債務月収倍率	0.6月
行政経常収支率	34.7%
債務償還可能年数	0.1年

◎資金繰り状況について

○留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面において、積立金等月収倍率が3.0月以上であり高いことから問題はないと考えられる。また、フロー面においても、行政経常収支率が10.0%以上であり高いことから問題はないと考えられるため、資金繰り状況に留意すべき状況にはないと考えられる。
(資金繰り状況は、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面(資金繰り余力としての積立金等の大きさ)及びフロー面(経常的な収支)の両面から分析したものである。)

【財務指標】(補正後)

積立金等月収倍率	12.0月
行政経常収支率	34.7%

※ 債務償還能力及び資金繰り状況について、以下のとおり計数補正を行っている。

○補正科目

①国(県)支出金等:平成21年度115百万円減額補正
補助費等 :平成21年度115百万円減額補正
(補正理由)

一過性の定額給付金に係る収入及び支出(国(県)支出金等115百万円、補助費等115百万円)が計上されているため。

②地方交付税:平成23年度0.002百万円減額補正
平成24年度60百万円減額補正
人件費 :平成23年度7百万円減額補正
平成24年度0.2百万円減額補正
補助費等 :平成23年度2百万円減額補正
平成24年度0.03百万円減額補正

(補正理由)

震災復興特別交付税及びそれぞれが充当された復旧・復興事業経費が行政経常収入及び行政経常支出に計上されているため。

③事業費等収入:平成22年度195百万円増額補正
平成23年度1百万円増額補正
貸付金回収 :平成22年度195百万円減額補正
平成23年度1百万円減額補正

(補正理由)

貸付金残高調整分を決算統計30表1行9列の回収元金に計上しているため。

○財務指標(補正前→補正後)

- ・債務償還可能年数(平成21年度:1.2年→1.2年、平成22年度:1.2年→1.1年、
平成23年度:0.9年→0.9年、平成24年度:0.1年→0.1年)
- ・実質債務月収倍率(平成21年度:5.6月→5.7月、平成22年度:5.0月→4.8月、
平成23年度:3.7月→3.7月、平成24年度:0.6月→0.6月)
- ・積立金等月収倍率(平成21年度:9.1月→9.3月、平成22年度:11.4月→11.0月、
平成23年度:11.4月→11.4月、平成24年度:11.9月→12.0月)
- ・行政経常収支率 (平成21年度:38.9%→39.8%、平成22年度:33.5%→36.1%、
平成23年度:33.5%→33.7%、平成24年度:35.5%→34.7%)

◎財務の健全性等に関する事項

【財務上の問題が生じていない理由・背景】

直近5年間(平成20～24年度)の状況

○債務償還能力:留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面(償還すべき債務の大きさ)及びフロー面(償還原資の獲得状況)に問題はないと考えられるため、債務償還能力に留意すべき状況にはないと考えられる。

①ストック面(償還すべき債務の大きさ):問題はないと考えられる。

地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等残高を控除して求められる実質債務は減少しており、実質債務を行政経常月収(行政経常収入÷12)で除して求められる実質債務月収倍率は、基準の18.0月未満の水準で推移しており低いことから、ストック面(債務の大きさ)に問題はないと考えられる。

【直近5年間の実質債務の推移】※表のカッコ内は前年度からの増減額 (百万円)

	平19末	平20末	平21末	平22末	平23末	平24末	平19末～24末の増減
実質債務 (A=B+C-D)	3,646	2,911 (▲735)	2,564 (▲348)	2,040 (▲524)	1,536 (▲504)	230 (▲1,306)	▲3,416
地方債現在高 (B)	7,578	7,116 (▲462)	6,716 (▲400)	6,717 (+1)	6,270 (▲447)	5,177 (▲1,094)	▲2,401
有利子負債相当額 (C)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	+0
積立金等残高 (D=E+F)	3,932	4,205 (+273)	4,152 (▲52)	4,677 (+525)	4,734 (+57)	4,947 (+212)	+1,015
現金預金 (E)	1,438	1,774 (+336)	1,800 (+26)	2,416 (+616)	2,611 (+195)	2,703 (+92)	+1,265
その他特定目的基金 (F)	2,494	2,430 (▲63)	2,352 (▲78)	2,261 (▲91)	2,123 (▲138)	2,243 (+120)	▲250

<実質債務の減少要因>

地方債現在高は減少し、積立金等残高は増加していることから実質債務は減少している。
 ・地方債現在高は、第5次総合計画に基づき、後年度の財政負担の軽減を図るべく、平成20～24年度に繰上償還を行い、さらに投資的事業の選択と集中を行い村債発行を抑制し、平成22年度以降臨時財政対策債の起債も行っていないため、減少している。
 ・積立金等残高は、平成22年度に繰上償還額が減少し、財務収支が増加したため、現金預金(歳計現金、財政調整基金、減債基金の合計額)が増加したことから、増加している。
 なお、直近5年間は行政経常収支率が30%以上で推移しており、投資収支及び繰上償還による財務収支の赤字を、行政収支の黒字が上回っている状況にあり収支合計は黒字で推移している。

②フロー面(償還原資の獲得状況):問題はないと考えられる。

行政経常収支は増加しており、行政経常収支を行政経常収入で除して求められる行政経常収支率は、基準の10.0%以上の水準で推移しており高いことから、フロー面(償還原資の獲得状況)に問題はないと考えられる。

【直近5年間の行政経常収支の推移】※表のカッコ内は前年度からの増減額 (百万円)

	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平19～24の増減
行政経常収支 (G=H-I)	1,218	1,491 (+272)	2,136 (+645)	1,843 (▲293)	1,678 (▲164)	1,714 (+35)	+495
行政経常収入 (H)	4,748	4,940 (+192)	5,371 (+431)	5,110 (▲261)	4,976 (▲134)	4,941 (▲35)	+193
行政経常支出 (I)	3,530	3,449 (▲80)	3,235 (▲214)	3,267 (+32)	3,298 (+31)	3,227 (▲70)	▲302

<行政経常収支の増加要因>

行政経常収入は増加し、行政経常支出は減少していることから、行政経常収支は増加している。
 ・収入面では、平成20年度の地方再生対策費、平成24年度の地域経済・雇用対策費の増加による基準財政需要額の増加に伴い普通交付税が増加したことから、行政経常収入は増加している。
 ・支出面では、平成20年度に前年度実施の公的資金補償金免除繰上償還(簡易水道事業)の終了に伴い繰上金(建設費以外)が減少し、また、集中改革プランに基づく定員管理の取組みと合併効果により人件費が減少したため、行政経常支出は減少している。

○資金繰り状況:留意すべき状況にはないと考えられる。

ストック面(資金繰り余力としての積立金等の大きさ)及びフロー面(経常的な収支)に問題はないと考えられるため、資金繰り状況に留意すべき状況にはないと考えられる。

①ストック面(資金繰り余力としての積立金等の大きさ):問題はないと考えられる。

積立金等残高は増加しており、積立金等残高を行政経常月収(行政経常収入÷12)で除して求められる積立金等月収倍率は、基準の3.0月を上回る水準で推移しており高いことから、ストック面(積立金等の大きさ)に問題はないと考えられる。

<積立金等残高の増加要因>
 (上述のとおり)

②フロー面(経常的な収支):問題はないと考えられる。

行政経常収支は増加しており、行政経常収支を行政経常収入で除して求められる行政経常収支率は、基準の10.0%以上の水準で推移しており高いことから、フロー面(経常的な収支)に問題はないと考えられる。

<行政経常収支の増加要因>
 (上述のとおり)

【今後の見通し】

(1)収支計画策定の有無及び計画名

平成26年度当初予算(平成26年3月策定、計画期間：平成26年度)

(2)収支計画に基づく今後の見通し

○債務償還能力：留意すべき状況にはないと考えられる。

計画では、ストック面(償還すべき債務の大きさ)及びフロー面(償還原資の獲得状況)に問題はないと考えられるため、債務償還能力に留意すべき状況にはないと考えられる。

【財務指標の見通し(計画最終年度：平成26年度)】

	診断年度(24年度)	最終年度(26年度)	見通し
実質債務月収倍率	0.6月	0.8月	概ね横ばい
行政経常収支率	34.7%	19.8%	低下
債務償還可能年数	0.1年	0.3年	概ね横ばい

①ストック面(償還すべき債務の大きさ)：問題はないと考えられる。

地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等残高を控除して求められる実質債務は、増加する見通しであるものの、実質債務を行政経常月収(行政経常収入÷12)で除して求められる実質債務月収倍率は、基準の18.0月未満となる見通しであり、低いことから、ストック面(債務の大きさ)に問題はないと考えられる。

＜実質債務の増加要因＞

・地方債現在高及び積立金等残高はともに減少する見込みであるものの、積立金等残高の減少幅が地方債現在高の減少幅を上回る見通しであるため、実質債務は増加する見通しである。

・地方債現在高は、第5次総合計画に基づき、後年度の財政負担の軽減を図るべく、村債発行を償還の範囲内に抑制する見込みであることから、減少する見通しである。

・積立金等残高は、行政経常収支の減少、また村債発行の抑制により償還額が起債額を上回り引き続き財務収支がマイナスとなり、現金預金(歳計現金、財政調整基金、減債基金の合計額)が減少することから、減少する見通しである。

②フロー面(償還原資の獲得状況)：問題はないと考えられる。

行政経常収支は、減少する見通しであるものの、行政経常収支を行政経常収入で除して求められる行政経常収支率は、基準の10.0%を上回る見通しであり高いことから、フロー面(償還原資の獲得状況)に問題はないと考えられる。

＜行政経常収支の減少要因＞

行政経常収入は減少し、行政経常支出は増加する見通しであることから、行政経常収支は減少する見通しである。

・収入面では、全村地形図作成事業にかかる合併特例交付金等の増加により国(県)支出金等が増加する見込みであるものの、公債費の減少に伴う基準財政需要額の減少により地方交付税が減少する見込みであることから、行政経常収入は減少する見通しである。

・支出面では、全村地形図作成事業等の実施による物件費の増加並びに臨時福祉給付金事業及び中山間地域総合整備事業による補助費の増加を見込んでいることから、行政経常支出は増加する見通しである。

○資金繰り状況：留意すべき状況にはないと考えられる。

計画では、ストック面(資金繰り余力としての積立金等の大きさ)及びフロー面(経常的な収支)に問題はないと考えられるため、資金繰り状況に留意すべき状況にはないと考えられる。

【財務指標の見通し(計画最終年度：平成26年度)】

	診断年度(24年度)	最終年度(26年度)	見通し
積立金等月収倍率	12.0月	13.0月	上昇
行政経常収支率	34.7%	19.8%	低下

①ストック面(資金繰り余力としての積立金等の大きさ)：問題はないと考えられる。

積立金等残高は、減少する見通しであるものの、積立金等残高を行政経常月収(行政経常収入÷12)で除して求められる積立金等月収倍率は、基準の3.0月を上回る見通しであり高いことから、ストック面(積立金等の大きさ)に問題はないと考えられる。

＜積立金等残高の減少要因＞

(上述のとおり)

②フロー面(経常的な収支)：問題はないと考えられる。

行政経常収支は、減少する見通しであるものの、行政経常収支を行政経常収入で除して求められる行政経常収支率は、基準の10.0%を上回る見通しであり高いことから、フロー面(経常的な収支)に問題はないと考えられる。

＜行政経常収支の減少要因＞

(上述のとおり)

【特徴的な取り組み】

・定住促進

若者の村外への流出防止と村内への移住促進策として、以下の支援を実施している。その結果、平成20～24年度までに91世帯176名を新たに村へ迎え入れている。今後も各集落を維持し続けるために、「田舎暮らし」、「定年帰農者」などの新規定住者支援を進めている。

①定住支援センターの設置…役場内に専属の職員2名を配置し、定住に必要な情報の収集と発信、定住相談を実施。

②若者定住促進のための住宅新增改築等支援金…定住のための住宅新增改築等をする若者(40歳以下)に対して、新築の場合120万円を限度に補助金を交付。(平成24年度補助実績:13件、1,200万円)

③ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金…登録済空家の改修等を行う空家所有者に対して、20万円を限度に補助金を交付。(平成24年度補助実績:10件、200万円)

・第5次総合計画の実施による財政の健全化等

第5次総合計画前期基本計画では、公債費の軽減に取り組むことを重点項目とし、具体的には実質公債費比率を18%以内に抑制する目標とした。その結果、以下の取組により公債費の軽減を図り実質公債費比率は改善し(平成20年度:16.4%→平成24年度:7.6%)、これに伴い実質債務も直近5年間で大きく減少し(▲3,416百万円)、実質債務月収倍率も低下した(平成20年度:7.1月→平成24年度:0.6月)。

①村債発行抑制…普通交付税合併算定替の縮減(平成28年度～)を見据えて、必要最低限の経費で財政運営を行うことにより、平成22～24年度は臨時財政対策債を発行していない。また、合併後も既存の公共施設を可能な限り有効活用する等投資的事業の選択と集中を行い村債発行を抑制している。

②繰上償還…平成20、21年度に公的資金補償金免除繰上償還を実施したほか、民間資金についても交付税措置の無いもの、借入利率が高いものは、各年度の財政状況を勘案しながら積極的に繰上償還を実施。(平成20～24年度累計繰上償還額:1,958百万円)

1. 地方公共団体の財務状況把握

財務状況把握は、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確認する観点から、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するものです。

2. 債務償還能力

債務償還能力については、実質債務が大きくても償還原資が充実していれば、債務償還能力には問題がない、あるいは、償還原資が小さくても実質債務が小さければ、債務償還能力には問題がないと考えられます。

よって、債務償還能力は、債務償還可能年数と、この債務償還可能年数を分解した実質債務月収倍率及び行政経常収支率とを利用して把握します。

注：実質債務とは

実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものです。

また、有利子負債相当額は、翌年度繰上充用金に健全化判断比率及び資金不足比率等に関する算定様式上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、公営企業会計等の資金不足額、土地開発公社に係る普通会計の負担見込額及び第三セクター等に係る普通会計の負担見込額を加算したものです。

ただし、平成18年度までは、翌年度繰上充用金と決算統計上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の合計額としています（以下同様）。

3. 資金繰り状況

資金繰り状況については、積立が少なくても行政経常収支の黒字が多ければ資金繰りは問題がない、あるいは、行政経常収支の黒字が少ない場合でも積立が潤沢であれば資金繰りは問題ないと考えられます。

よって、資金繰りリスクは、行政経常収支率と積立金等月収倍率を利用して把握します。

4. 行政キャッシュフロー計算書

財務状況把握では、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するため、現金の流れを捉える行政キャッシュフロー計算書を作成しています。

行政キャッシュフロー計算は、決算統計等のデータに基づき地方公共団体の一会計年度における収入・支出を「行政活動」、「投資活動」、「財務活動」の区分ごとに表示したものであり、債務償還可能年数や実質債務月収倍率、行政経常収支率など企業会計の財務分析手法を応用した指標が容易に算定できるメリットがあります。

なお、当該財務指標は決算統計等に基づく行政キャッシュフロー計算書を利用して統一的手法により算定されることから、ヒアリングを踏まえて、行政キャッシュフロー計算書の科目を実態に合わせて補正することがあります。

決算統計と行政キャッシュフロー計算書の関係は、「別表」のとおりです。

5. 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定する財務指標

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標であり、債務が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるのかを示したものです。

また、債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高く、債務償還可能年数が長いほど債務償還能力が低いといえます。

（参考1）債務償還可能年数の算式

$$\begin{aligned} \text{債務償還可能年数} &= \text{実質債務} / \text{行政経常収支} \\ &= (\text{実質債務月収倍率} / 12) / \text{行政経常収支率} \end{aligned}$$

（参考2）実質債務

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額}^{\ast 1} - \text{積立金等}^{\ast 2}$$

※1 有利子負債相当額 = 翌年度繰上充用金 + 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額 + 公営企業会計等の資金不足額 + 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額 + 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

※2 積立金等 = 現金預金（歳計現金 + 財政調整基金 + 減債基金） + その他特定目的基金

② 実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標であり、実質債務が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）に相当するかを示したものです。

また、実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べた実質債務が大きいといえます。

なお、実質債務は、地方債現在高に、有利子負債相当額（将来、普通会計が負担することが確実、あるいは、その蓋然性が高いことから実質的に有利子負債とみなされるもの）を加算し、積立金等を控除したものです。

（参考）実質債務月収倍率の算式

$$\text{実質債務月収倍率} = \text{実質債務} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

③ 積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金等の積立金等が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）あるかを表す指標であり、資金繰りに係るリスクに備えどれだけの厚みをもって資金が積み立てられているかという耐久余力を示したものです。

（参考）積立金等月収倍率の算式

$$\text{積立金等月収倍率} = \text{積立金等} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

④ 行政経常収支率

行政経常収支率は、行政経常収入に対する行政経常収支の割合です。

具体的には、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという

償還原資の獲得能力や、経常的な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な資金繰り状況を示したものです。

(参考) 行政経常収支率の算式

$$\text{行政経常収支率} = \text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

6. 財務指標の基準について

財務状況把握では、財務上の問題を把握するために、統計的手法を用いて類型化し、基準値を定めています。なお、基準に該当したことをもって、必ずしも常に財務上の問題があるとは言えず、また、該当しなかったことをもって財務上の問題が全くないことを表しているものではないことに留意する必要があります。

なお、系統ごとの基準値の考え方は、以下のとおりです。

系 統	問 題	定 義
債務系統	債務高水準	① 実質債務月収倍率 24.0 月以上 ② 実質債務月収倍率 18.0 月以上 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上
積立系統	積立低水準	① 積立金等月収倍率 1.0 月未満 ② 積立金等月収倍率 3.0 月未満 かつ行政経常収支率 10.0% 未満
収支系統	収支低水準	① 行政経常収支率 0.0% 以下 ② 行政経常収支率 10.0% 未満 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上

7. 類似団体平均値

類似団体平均値は、行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型（平成 24 年度決算の場合）に分類した類似団体について、各所属団体の計数を単純平均したものです。

具体的な類型区分は以下のとおりです。

市町村類型区分一覧

政令指定都市(1 類型)

該当団体数 20 団体

特別区(1 類型)

該当団体数 23 団体

中核市(1 類型)

該当団体数 41 団体

特例市(1 類型)

該当団体数 40 団体

都市		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満		計
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満	
		3	2	1	0	
50,000 人未満	I	7	12	172	62	253
50,000~100,000	Ⅱ	12	20	197	40	269
100,000~150,000	Ⅲ	8	-	88	11	107
150,000 人以上	Ⅳ	2	2	51	4	59
計		29	34	508	117	688

町村		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満	計
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満		
		2	1	0	
5,000 人未満	I	78	28	131	237
5,000~10,000	Ⅱ	91	40	111	242
10,000~15,000	Ⅲ	75	26	44	145
15,000~20,000	Ⅳ	82	24	30	136
20,000 人以上	V	138	23	9	170
計		464	141	325	930

(出典) 総務省 HP 類似団体別市町村財政指数表
(<http://www.soumu.go.jp/iken/ruiji/>)

別表

地方公共団体の決算統計と行政キャッシュフロー計算書の対応関係

決算統計				行政キャッシュフロー計算書		
科目名				部	科目名	
歳入						
地方税				行政収入	地方税	
地方譲与税				行政収入	地方譲与税・交付金	
利子割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
配当割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
株式等譲渡所得割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
ゴルフ場利用税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
特別地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
軽油引取税・自動車取得税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方特例交付金等				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方交付税・特別区財政調整交付金				行政収入	地方交付税	
交通安全対策特別交付金				行政収入	国（県）支出金等	
分担金及び負担金				投資収入	分担金及び負担金・寄附金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
その他				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
使用料				行政収入	使用料・手数料	
手数料				行政収入	使用料・手数料	
国庫支出金				投資収入	国（県）支出金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入	
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	国（県）支出金等	
国有提供施設等所在市町村助成交付金				行政収入	国（県）支出金等	
都道府県支出金				投資収入	国（県）支出金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入	
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	国（県）支出金等	
財産収入				行政収入	事業等収入	
財産運用収入				投資収入	財産売払収入	
財産売払収入				投資収入	財産売払収入	
寄附金				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
その他				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
繰入金				投資収入	基金取崩	
公営企業（法非適）等		基金	基金からの借入金の繰入			
			その他繰入（※3）	積立基金	財政調整基金（※1）	
				減債基金（※1）	その他特定目的基金	
				定額運用基金		
		その他				
		公営企業（法適）等				
繰越金（※2）						
諸収入				行政収入	事業等収入	
収益事業収入				投資収入	貸付金回収	
各種貸付金				行政収入	事業等収入	
回収元金				行政収入	事業等収入	
元利収入				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	行政特別収入	
経常的なもの				行政収入	行政特別収入	
臨時的なもの				財務収入	地方債	
歳出						
人件費				行政支出	人件費	
物件費				行政支出	物件費	
維持補修費				行政支出	維持補修費	
扶助費				行政支出	扶助費	
補助費等				行政支出	補助費等	
普通建設事業費				投資支出	普通建設事業費	
災害復旧事業費				行政支出	行政特別支出	
失業対策事業費				行政支出	行政特別支出	
公債費				財務支出	元金償還額	
		元利償還額	元金	行政支出	支払利息	
			利子	行政支出	支払利息	
		一時借入金	利子	行政支出	支払利息	
積立金						
財政調整基金（※1）						
減債基金（※1）						
その他特定目的基金				投資支出	基金積立	
投資及び出資金				投資支出	投資及び出資金	
貸付金				投資支出	貸付金	
繰出金				投資支出	基金積立	
		基金	定額運用基金	投資支出	基金積立	
			その他	投資支出	基金積立	
		その他	建設費操出	投資支出	繰出金（建設費）	
			その他	行政支出	繰出金（建設費以外）	
前年度繰上充用金				財務支出	前年度繰上充用金	
その他						
基金						
取崩し額（※3）						
		歳計剰余金処分	積立基金	投資支出	基金積立	
		調整額	積立基金	行政収入・支出	行政特別収入・支出	
			財政調整基金	行政収入・支出	行政特別収入・支出	
			減債基金	行政収入・支出	行政特別収入・支出	
翌年度繰上充用金				財務収入	翌年度繰上充用金	

※1 現金預金の内訳項目間の振替であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※2 現金預金（歳計現金）の期首残高であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※3 差額を行政特別収入として計上する。